木律川市教育委員会会議錄

令和3年第12回木津川市教育委員会定例会

○日 時:令和3年12月23日(木) 午後2時30分から午後3時37分まで

○場 所:木津川市立 高の原小学校 図書室

○出席者:森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員

(事務局) 竹本教育部長、遠藤理事、吉岡教育部次長兼こども宝課長、木下学校教育課長、

福井学校教育課担当課長

○欠席者:なし

1. 開 会 教育長 教育長 教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

7ページ発言訂正あり。

訂正後、委員から異議なく承認された。

3. 議事

《議案第42号 木津川市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程 の一部改正に係る臨時代理について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

木津川市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(平成19年木津川市教育委員会訓令第2号)の一部を改正することについて、木津川市教育委員会規則(平成19年教育委員会規則第1号)第10条第1項の規定による教育長の臨時代理を求めるもの。

木津川市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程について、京都府の教職員休暇制度の見直しに伴い所要の改正を行うものであるが、京都府からの正式通知が未着であるため、改正通知受理後、直ちに教育長の臨時代理により当該規程の改正を行う。

【質疑応答】

委員:正式通知はいつ、どのような形式でされるのか。

事務局:京都府人事委員会で決定後通知される予定。発出日は未定。施行日が1月1日なの

で、年内には通知があると思われる。

委員: 遡及適用はできるのか。

教育長: 年内には通知があると考えているが、なければ遡及適用など判断が必要である。国の方針は人事院規則で定まっているが、府内全域で対応揃える必要がある。示された案から変更されることはほぼないが、万一を考えて待つ必要がある。

委員:これまでも臨時代理の案件があった。もっとスムーズにできないものか。

教育長:府の教育委員会等の日程の都合も考えられる。内容的には休暇を広げる方向である。

【採決】

教育長が議案第42号について採決を行い、全員一致で可決された。

4. 教育長報告(令和3年11月23日~令和3年12月23日) 教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について説明があった。

- ・11月23日 きょうと子育て環境日本一山城地域サミットに参加した。
- ・11月28日 やましろ地域喫茶交流茶会に参加した。
- ・12月15日 小谷児童館の学習指導を見学した。
- ・12月21日 上狛小学校PTA表敬訪問を受けた。

5. その他

(1) 今後の行事予定 事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 令和3年第4回木津川市議会定例会 一般質問及び答弁について、事務局が資料に基づき 説明を行った。

【質疑応答】

委員:住宅地内のカラー舗装や交差点のガードパイプを設置された理由は。

事務局:大津市で起こった交差点の事故では車を遮るものがなかった。城山台のメインの 交差点もフラットなので、U字状のガードパイプを設置した。

委 員:道路にある安全のための棒状のものなどは、自動車が当たっても大丈夫なのか。 倒れていたり、なくなっている箇所もあるので、点検をお願いしたい。

事務局:ポールなどは車が当たった際にわざと倒れやすいようになっているもので、目印 にはなっている。

教育長:1年に2~3回程度は交通安全協議会でも現地調査しているが、日々のパトロールで気付いたことに素早く対応することも必要。

事務局: 市道は住民からの連絡などによりすぐ対応している。府道は京都府が管轄している。

教育長:城山台から木津中学校への自転車通学、また令和5年度からは木津南中学校への 徒歩通学が増えるので、安全対策の検討チームを作って本格的に対策を始めてい る。

(3) 木津川市立公立幼稚園再編実施計画のパブリックコメントの時期について事務局から説明があった。

〔説明〕

パブリックコメントの受付は12月27日から1月26日であり、提出された意見をまとめ、2月中を目途に必要に応じて計画を修正する。その後、教育委員会で報告する。

(4) 次回教育委員会については、令和4年2月2日(水)午前に開催予定とすることを確認した。

教育長が、会議を閉会した。